

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能代市長 齊藤 滋宣

市町村名 (市町村コード)	能代市 (05202)	
地域名 (地域内農業集落名)	田代地区 (田代)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月24日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・北部の農地の大部分で後継者が見つかっていない。
- ・耕作条件に大きな格差がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、基盤整備区域を中心に団地化を進める。
- ・耕作放棄地を解消する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	86 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	74 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・担い手に集積・集約化する。 ・担い手の分散錯圃を解消する。 ・入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける。 ・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・規模拡大を目指している経営体に借受の登録をしてもらう。
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・5年ほど前に取り組もうとしたが実現できなかった。現在のところ取り組む予定はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業など、耕作条件が整備された上で多様な経営体の確保、育成をしたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

--